

北海道立特別支援学校高等部

教育課程編成基準

平成31年2月

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課



## はじめに

特別支援学校の教育課程は、学校教育法施行規則に定めるもののほか、学習指導要領によることとされていますが、専門学科の目標や開設される各教科・科目の標準単位数などについては、設置者が定めることとされており、北海道教育委員会では、これらの事項を「北海道特別支援学校高等部教育課程編成基準」として定めています。

この度、平成34年4月1日から施行される新特別支援学校高等部学習指導要領の公示に伴い、現行の特別支援学校高等部学習指導要領から新特別支援学校高等部学習指導要領に移行するために必要な措置が公示されたことから、所要の規定の整備を行うため、北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の一部を改正し、その内容を平成31年2月28日付け教特613号北海道教育委員会教育長通達「北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の一部改正について」により通達しました。

関係特別支援学校においては、改正後の教育課程編成基準に基づき、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数を定め、教育課程を適切に編成・実施するようお願いします。

平成31年2月

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長

谷 垣 朗

# 目 次

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準	1
別記1 学科の目標	4
別記2 主として専門学科において開設される 各教科・科目の標準単位数	7
北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の 一部改正について（通達）	13
北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準 （平成14年10月10日教育委員会決定）新旧対照表	15
北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の2に定める 届出様式について	16
別記様式1 「学校設定科目」設定届	17
別記様式2の1 「学校設定教科」設定届	18
別記様式2の2 「学校設定教科に関する科目」設定届	19
別記様式3 「学校設定教科」設定届	20
別記様式4 必履修教科・科目の単位数減に関する届	21
別記様式5 必履修教科・科目代替履修届	22
別記様式6 「課題研究等」の代替履修届	23
別記様式7 「総合的な学習の時間」の代替履修届	24
別記様式8 「課題研究等」の代替履修届	25
別記様式9 「総合的な探究の時間」の代替履修届	26

# 北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準



## 北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準

(平成14年10月10日教育委員会決定)

平成21年1月14日一部改正

平成25年1月16日一部改正

平成28年3月2日一部改正

平成30年3月14日一部改正

平成30年11月21日一部改正

平成31年2月27日一部改正

北海道立盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校高等部教育課程編成基準（平成5年3月9日教育委員会決定）の全部を改正する。

北海道立特別支援学校高等部の教育課程は、特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第37号。以下「高等部学習指導要領」という。）及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成31年文部科学省告示第15号。以下「特例告示」という。）によるほか、この基準によるものとする。

1 専門教育を主とする学科の目標及び主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数等は、次のとおりとする。

(1) 専門教育を主とする学科の目標は、別記1のとおりとする。

(2) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の3の表及び同第7款の1の表に掲げる各教科・科目の標準単位数は、別記2のとおりとする。

なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各学科（産業総合科を除く。）の主として専門学科で開設される各教科の授業時数は、525単位時間以上を標準とし、生徒の障害の状態等を十分考慮し、適切な授業時数を充てるものとする。

2 校長は、次に掲げる場合は、あらかじめ、教育長にその旨を届け出なければならない。

(1) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の4の規定により、学校設定科目を設定する場合

- (2) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の5の(1)の規定により、学校設定教科及び当該教科に関する科目を設定する場合
  - (3) 高等部学習指導要領第1章第2節第3款第1の4の規定により、学校設定教科を設定する場合
  - (4) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の1の(1)のただし書の規定により、必履修教科・科目の単位数の一部を減じる場合
  - (5) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の2の(2)の規定により、主として専門学科において開設される各教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修に替える場合
  - (6) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の2の(3)の規定により、総合的な学習の時間の履修をもって職業教育を主とする学科の各教科に属する「課題研究」又は「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修の一部又は全部に替える場合
  - (7) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の2の(3)の規定により、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替える場合
- 3 前項に定めるもののほか、校長は、特例告示により教育課程を編成する場合において次に掲げるときは、あらかじめ、教育長にその旨を届け出なければならない。
- (1) 総合的な探究の時間の履修をもって職業教育を主とする学科の課題研究等の履修の一部又は全部に替えるとき。
  - (2) 課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えるとき。

#### 附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成21年1月14日一部改正の附則）

この一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成25年1月16日一部改正の附則）

この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。



附 則（平成28年3月2日一部改正の附則）

この一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日一部改正の附則）

- 1 この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この一部改正による改正後の別記2の3の規定は、平成30年度以降第1学年に入学する生徒に係る教育課程の編成から適用する。

附 則（平成30年11月21日一部改正の附則）

この一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月27日一部改正の附則）

- 1 この一部改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この一部改正による改正後の北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の3の規定は、施行日以降特別支援学校高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第135条第5項において準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の編成から適用する。

## 学 科 の 目 標

### 1 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教育を主とする学科

#### (1) 工業に関する学科の目標

##### 産業技術科

産業、特に工業に関する基礎的・基本的な知識や時代の進展に対応した知識と技術を習得させ、現代社会における工業の意義や役割を理解させるとともに、産業技術にかかわる諸問題を主体的に解決し、産業技術の発展を図る能力と態度を育てる。

#### (2) 家庭に関する学科の目標

##### 生活情報科

情報処理機器を活用して、社会や家庭生活に必要な情報を効果的に収集し処理する技術を習得させ、情報化社会に対応できる能力と態度を育てる。

#### (3) クリーニングに関する学科の目標

##### クリーニング科

クリーニングに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、クリーニングを通して、公衆衛生の向上に寄与する能力と態度を育てる。

### 2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教育を主とする学科

#### (1) 農業に関する学科の目標

##### ア 農業科

作物の栽培、家畜の飼育などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

##### イ 園芸科

野菜、果樹及び草花の栽培などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

#### (2) 工業に関する学科の目標

##### ア 生産技術科

木材や紙等の多様な素材を主材料とする製品の製造などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

##### イ 窯業科

セラミック製品の製造などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

##### ウ 木工科

木材等を主材料とする製品の製造などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

エ 工業科

石材、金属等を主材料とする製品の製造などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

オ 情報ものづくり科

コンピュータ等の情報機器を用いた製品の製造などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

(3) 商業に関する学科の目標

環境・流通サポート科

清掃等の環境づくりや商品管理・事務などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

(4) 家庭に関する学科の目標

ア 家庭総合科

手芸、被服の製作、調理、住居の管理などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

イ 被服デザイン科

布や皮革を用いた製作などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

ウ 食品デザイン科

食品の加工や調理などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

エ クリーニング科

洗濯、乾燥、仕上げなどの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

オ 福祉サービス科

介護・家事援助や接客などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

カ 福祉デザイン科

介護・家事援助や保育、家庭看護などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

(5) 産業一般に関する学科の目標

産業総合科

各種製品の製造、清掃等の環境づくりや商品管理・事務、介護・家事援助や接客などを組み合わせた学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

3 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教育を主とする学科

(1) 工業に関する学科の目標

工業科

工業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における工業の意義や役割を理解させるとともに、工業技術の諸問題を主体的、合理的に解決し、工業の発展を図る能力と実践的な態度を育てる。

(2) 商業に関する学科の目標

商業科

商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、商業の意義や役割を理解させるとともに、経営活動を主体的、合理的に行い、経済社会の発展に寄与する能力と態度を育てる。

(3) 家庭に関する学科の目標

生活科学科

生活の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、家庭生活及び関連する職業の意義や役割を理解させるとともに、家庭生活の向上及び関連する職業の発展に寄与する能力と実践的な態度を育てる。

4 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校専攻科の学科

(1) 理療に関する学科の目標

ア 理療科

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、理療の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する能力と態度を育てる。

イ 保健理療科

あん摩・マッサージ・指圧に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、保健理療の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てる。

5 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校専攻科の学科

(1) 美術に関する学科の目標

情報デザイン科

デザインに関する知識と技術を習得させるとともに、コンピュータを活用した造形活動などを通して、自主性と創造性を身に付けさせ、職業自立を図る能力と態度を育てる。

別記 2

主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数

1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(1) 工業に関する各科目

科 目 名	標準単位数
工業技術基礎	2～4
課題研究	2～6
実習	6～12
製図	2～10
工業数理基礎	2～4
情報技術基礎	2～4
材料技術基礎	2～4
生産システム技術	2～6
工業技術英語	2～4
工業管理技術	2～8
環境工学基礎	2～4
機械工作	2～8
機械設計	2～8
原動機	2～4
電子機械	2～6
電子機械応用	2～4
自動車工学	2～8
自動車整備	2～8
電気基礎	2～6
電気機器	2～4
電力技術	2～6
電子技術	2～6
電子回路	2～6
電子計測制御	2～6
通信技術	2～6
電子情報技術	2～4
プログラミング技術	2～6
ハードウェア技術	2～8
ソフトウェア技術	2～6
コンピュータシステム技術	2～8

建築構造	2～6
建築計画	2～8
建築構造設計	2～8
建築施工	2～5
建築法規	2～4
設備計画	2～6
空気調和設備	2～8
衛生・防災設備	2～8
測量	2～6
土木基礎力学	2～8
土木構造設計	2～4
土木施工	2～6
社会基盤工学	2～4
工業化学	4～8
化学工学	2～6
地球環境化学	2～6
材料製造技術	2～6
工業材料	2～6
材料加工	2～6
セラミック化学	2～6
セラミック技術	2～6
セラミック工業	2～6
繊維製品	2～6
繊維・染色技術	2～6
染織デザイン	2～6
インテリア計画	2～6
インテリア装備	2～6
インテリアエレメント生産	2～6
デザイン技術	2～6
デザイン材料	2～4
デザイン史	2～4

(2) 商業に関する各科目

科 目 名	標準単位数
ビジネス基礎	2～6
課題研究	2～6
総合実践	2～6

ビジネス実務	2～6
マーケティング	2～6
商品開発	2～6
広告と販売促進	2～6
ビジネス経済	2～6
ビジネス経済応用	2～6
経済活動と法	2～6
簿記	2～6
財務会計Ⅰ	2～6
財務会計Ⅱ	2～6
原価計算	2～6
管理会計	2～6
情報処理	2～6
ビジネス情報	2～6
電子商取引	2～6
プログラミング	2～6
ビジネス情報管理	2～6

(3) 家庭に関する各科目

科 目 名	標準単位数
生活産業基礎	2～4
課題研究	2～4
生活産業情報	2～4
消費生活	2～4
子どもの発達と保育	2～6
子ども文化	2～4
生活と福祉	2～6
リビングデザイン	2～8
服飾文化	2～4
ファッション造形基礎	2～6
ファッション造形	4～10
ファッションデザイン	4～14
服飾手芸	2～4
フードデザイン	2～8
食文化	1～2
調理	4～14
栄養	2～3
食品	2～4

食品衛生	2～4
公衆衛生	2～4

(4) 情報に関する各科目

科 目 名	標準単位数
情報産業と社会	2～6
課題研究	2～6
情報の表現と管理	2～6
情報と問題解決	2～6
情報テクノロジー	2～6
アルゴリズムとプログラム	2～8
ネットワークシステム	2～8
データベース	2～8
情報システム実習	3～8
情報メディア	2～8
情報デザイン	2～8
表現メディアの編集と表現	2～8
情報コンテンツ実習	3～8

(5) 福祉に関する各科目

科 目 名	標準単位数
社会福祉基礎	2～6
介護福祉基礎	2～6
コミュニケーション技術	2～4
生活支援技術	4～12
介護過程	2～6
介護総合演習	2～6
介護実習	3～16
こころとからだの理解	2～12
福祉情報活用	2～4



## 2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

### (1) 印刷に関する各科目

科 目 名	標準単位数
印刷概論	2～4
写真製版	2～4
印刷機械・材料	4～6
印刷デザイン	2～4
写真化学・光学	2～4
文書処理・管理	2～4
印刷情報技術基礎	2～4
画像技術	2～4
印刷総合実習	16～18
課題研究	2～4

### (2) クリーニングに関する各科目

科 目 名	標準単位数
クリーニング関係法規	2～4
公衆衛生	2～4
クリーニング理論	4～6
繊維	2～4
クリーニング機器・装置	2～4
クリーニング実習	16～18
課題研究	2～4

## 3 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校専攻科

### (1) 保健理療に関する各科目

科 目 名	標準単位数
医療と社会	2～4
人体の構造と機能	10～16
疾病の成り立ちと予防	4～7
生活と疾病	8～15
基礎保健理療	4～10

臨床保健理療	7～12
地域保健理療と保健理療経営	1～4
保健理療基礎実習	9～17
保健理療臨床実習	8～16
保健理療情報活用	1～4
課題研究	1～6

(2) 理療に関する各科目

科 目 名	標準単位数
医療と社会	2～4
人体の構造と機能	8～16
疾病の成り立ちと予防	2～7
生活と疾病	8～15
基礎理療学	7～14
臨床理療学	9～17
地域理療と理療経営	1～4
理療基礎実習	17～26
理療臨床実習	9～17
理療情報活用	1～4
課題研究	1～6

教 特 第 6 1 3 号

平成31年2月28日

各 教 育 局 長  
様  
各道立特別支援学校長

北海道教育委員会教育長

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の一部改正について（通達）

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準（平成14年10月10日教育委員会決定。以下「編成基準」という。）の一部を別記のとおり改正し、平成31年4月1日から施行しますので、適切に取り扱ってください。

記

1 改正の内容

(1) 道立特別支援学校高等部において教育課程を編成する際の際のよるべき文部科学省告示に、平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成31年文部科学省告示第15号。以下「特例告示」という。）を加えたこと。

(2) 特例告示により教育課程を編成する場合において、校長が教育長にあらかじめ届け出なければならない事項を定めたこと。

2 特例告示に係る届出様式

校長は、改正後の編成基準の3に定める届出については、次の様式により、履修を始めようとする前の年度の3月15日までに、所轄の教育局長を経由して行うこと。

(1) 編成基準の3の(1)の届出 別記様式8

(2) 編成基準の3の(2)の届出 別記様式9

(学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ)

## 別記

### 北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の一部改正について

(平成31年2月27日教育委員会決定)

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準（平成14年10月10日教育委員会決定）の一部を次のように改正する。

本則中「高等部学習指導要領」という。)の次に「及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成31年文部科学省告示第15号。以下「特例告示」という。）」を加える。

本則の2の(2)中「第1の5」の次に「の(1)」を加え、同(4)中「第2の1」の次に「の(1)のただし書」を加え、同(6)中「における学習活動」を「の履修」に、「において」を「の」に改め、同(7)中「における学習活動」を「の履修」に改める。

本則の3を次のように改める。

3 前項に定めるもののほか、校長は、特例告示により教育課程を編成する場合において次に掲げるときは、あらかじめ、教育長にその旨を届け出なければならない。

(1) 総合的な探究の時間の履修をもって職業教育を主とする学科の課題研究等の履修の一部又は全部に替えるとき。

(2) 課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えるとき。

#### 附 則

1 この一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

2 この一部改正による改正後の北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の3の規定は、施行日以降特別支援学校高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第135条第5項において準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の編成から適用する。

○北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>北海道立特別支援学校高等部の教育課程は、特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第37号。以下「高等部学習指導要領」という。）<u>及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成31年文部科学省告示第15号。以下「特例告示」という。）</u>によるほか、この基準によるものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 校長は、次に掲げる場合は、あらかじめ、教育長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の4の規定により、学校設定科目を設定する場合</p> <p>(2) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の5の<u>(1)</u>の規定により、学校設定教科及び当該教科に関する科目を設定する場合</p> <p>(3) 高等部学習指導要領第1章第2節第3款第1の4の規定により、学校設定教科を設定する場合</p> <p>(4) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の1の<u>(1)のただし書</u>の規定により、<u>必履修教科・科目の単位数の一部を減じる</u>場合</p> <p>(5) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の2の(2)の規定により、主として専門学科において開設される各教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修に替える場合</p> <p>(6) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の2の(3)の規定により、総合的な学習の時間の履修をもって職業教育を主とする学科<u>各教科に属する「課題研究」又は「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）</u>の履修の一部又は全部に替える場合</p> <p>(7) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の2の(3)の規定により、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間<u>の履修の一部又は全部に替える</u>場合</p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、校長は、特例告示により教育課程を編成する場合において次に掲げるときは、あらかじめ、教育長にその旨を届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 総合的な探究の時間の履修をもって職業教育を主とする学科の課題研究等の履修の一部又は全部に替えるとき。</u></p> <p><u>(2) 課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えるとき。</u></p> <p>別記1・別記2 （略）</p>	<p>北海道立特別支援学校高等部の教育課程は、特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第37号。以下「高等部学習指導要領」という。）によるほか、この基準によるものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 校長は、次に掲げる場合は、あらかじめ、教育長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の4の規定により、学校設定科目を設定する場合</p> <p>(2) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の5の規定により、学校設定教科及び当該教科に関する科目を設定する場合</p> <p>(3) 高等部学習指導要領第1章第2節第3款第1の4の規定により、学校設定教科を設定する場合</p> <p>(4) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の1の規定により、<u>必履修教科・科目の単位数の一部を減じる</u>場合</p> <p>(5) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の2の(2)の規定により、主として専門学科において開設される各教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修に替える場合</p> <p>(6) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の2の(3)の規定により、総合的な学習の時間<u>における学習活動</u>をもって職業教育を主とする学科<u>において各教科に属する「課題研究」又は「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）</u>の履修の一部又は全部に替える場合</p> <p>(7) 高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の2の(3)の規定により、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間<u>における学習活動の一部又は全部に替える</u>場合</p> <p>3 <u>この基準は、平成29年度以降第1学年に入学した生徒に係る教育課程の編成から適用する。</u></p> <p>別記1・別記2 （略）</p>

**北海道立特別支援学校高等部  
教育課程編成基準の2に定める届出様式**

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の2に定める届出様式について

- |     |          |         |                    |
|-----|----------|---------|--------------------|
| (1) | 2の(1)の届出 | 別記様式1   | 「学校設定科目」設定届        |
| (2) | 2の(2)の届出 | 別記様式2の1 | 「学校設定教科」設定届        |
|     |          | 別記様式2の2 | 「学校設定教科に関する科目」設定届  |
| (3) | 2の(3)の届出 | 別記様式3   | 「学校設定教科」設定届        |
| (4) | 2の(4)の届出 | 別記様式4   | 必履修教科・科目の単位数減に関する届 |
| (5) | 2の(5)の届出 | 別記様式5   | 必履修教科・科目代替履修届      |
| (6) | 2の(6)の届出 | 別記様式6   | 「課題研究等」の代替履修届      |
| (7) | 2の(7)の届出 | 別記様式7   | 「総合的な学習の時間」の代替履修届  |
| (8) | 3の(1)の届出 | 別記様式8   | 「課題研究等」の代替履修届      |
| (9) | 3の(1)の届出 | 別記様式9   | 「総合的な探究の時間」の代替履修届  |

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の2に定める届出については、履修を始めようとする前の年度の3月15日までに、所轄の教育局長を經由して行うこと。ただし、既に届出のある学校設定科目を設定する場合並びに既に届出のある学校設定教科及び当該教科に関する科目を設定する場合は、改めて届出する必要はないこと。

別記様式1（日本工業規格A4縦型）

「学校設定科目」設定届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 学校  
校長名

平成 年度以降の教育課程について、学校設定科目を次のとおり設定しますので、届け出ます。

記

教科名	
科目名	
科目の目標	
科目の内容	
単位数	
学科・学年	
備考	

(注) 指導計画を添付すること。



別記様式2の1（日本工業規格A4縦型）

「学校設定教科」設定届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 学校  
校長名

平成 年度以降の教育課程について、学校設定教科を次のとおり設定しますので、届け出ます。

記

教科名	
教科の目標	
教科を新たに設定する理由	
当該教科に関する科目名	
備考	

別記様式2の2（日本工業規格A4縦型）

「学校設定教科に関する科目」設定届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名  
校長名

学校

平成 年度以降の教育課程について、学校設定教科に関する科目を次のとおり設定しますので、届け出ます。

記

教科名	
科目名	
科目の目標	
科目の内容	
単位数	
学科・学年	
備考	

(注) 指導計画を添付すること。

別記様式3（日本工業規格A4縦型）

「学校設定教科」設定届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 学校  
校長名

平成 年度以降の教育課程について、学校設定教科を次のとおり設定しますので、届け出ます。

記

教科名	
教科の目標	
教科を新たに設定する理由	
教科の内容	
単位数	
学科・学年	
備考	

別記様式4（日本工業規格A4縦型）

必履修教科・科目の単位数減に関する届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 学校  
校長名

平成 年度以降の教育課程について、高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の1の規定により、次のとおり必履修教科・科目の単位数の一部を減じますので、届け出ます。

記

学 科			
学 年	1 学年	2 学年	3 学年
科 目 名			
標 準 単 位 数			
減じる単位数			
減じる理由			
減じた場合 の 措 置			
備 考			

- (注) 1 指導計画を添付すること。  
2 学年の欄については、該当する学年を○で囲むこと。

別記様式 5 (日本工業規格 A 4 縦型)

必履修教科・科目代替履修届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 学校  
校長名

平成 年度以降の教育課程について、高等部学習指導要領第 1 章第 2 節第 2 款第 2 の 2 の (2) の規定により、次のとおり必履修教科・科目の履修に替えますので、届け出ます。

記

学 科			
学 年	1 学年	2 学年	3 学年
代替・必履修 教科・科目名	代替専門教科・科目	必履修教科・科目	
標準単位数			
実施単位数			
代替単位数			
代替する内容			
代替の理由			
備 考			

(注) 1 指導計画を添付すること。

2 学年の欄については、該当する学年を○で囲むこと。

別記様式6（日本工業規格A4縦型）

「課題研究等」の代替履修届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 学校  
校長名

平成 年度以降の教育課程について、高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の2の(3)の規定により、次のとおり「総合的な学習の時間」における学習活動をもって「課題研究等」の履修に替えますので、届け出ます。

記

学 科			
学 年	1 学年	2 学年	3 学年
代替される 教科・科目名	工業－課題研究 情報－課題研究 印刷－課題研究	商業－課題研究 福祉－介護総合演習 クリーニング－課題研究	家庭－課題研究 保健医療－課題研究
代替単位数			
総合的な学習 の 時 間 の 全履修単位数			
備 考			

- (注) 1 指導計画を添付すること。  
2 学年の欄については、複数学年にわたる場合は、該当するすべての学年を○で囲むこと。  
3 代替される教科・科目名の欄については、該当する科目を○で囲むこと。

別記様式7（日本工業規格A4縦型）

「総合的な学習の時間」の代替履修届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 学校  
校長名 印

平成 年度以降の教育課程について、高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の2の(3)の規定により、次のとおり「課題研究等」の履修をもって「総合的な学習の時間」の履修に替えますので、届け出ます。

記

学 科			
学 年	1 学年	2 学年	3 学年
代替される 教科・科目名	工業－課題研究 情報－課題研究 印刷－課題研究	商業－課題研究 福祉－介護総合演習 クリーニング－課題研究	家庭－課題研究 保健医療－課題研究
代替単位数			
代替教科・ 科目の全履 修単位数			
備 考			

- (注) 1 指導計画を添付すること。  
2 学年の欄については、複数学年にわたる場合は、該当するすべての学年を○で囲むこと。  
3 代替される教科・科目名の欄については、該当する科目を○で囲むこと。

別記様式 8

「課題研究等」の代替履修届

年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 学校  
校長名

年度以降の教育課程について、次のとおり「総合的な探究の時間」の履修をもって「課題研究等」の履修に替えますので、届け出ます。

記

学 科			
学 年	1 学年	2 学年	3 学年
代替される 教科・科目名	工業－課題研究 情報－課題研究 印刷－課題研究	商業－課題研究 福祉－介護総合演習 クリーニング－課題研究	家庭－課題研究 保健医療－課題研究
代替単位数			
総合的な探究 の 時 間 の 全履修単位数			
備 考			

- (注) 1 指導計画を添付すること。  
 2 学年の欄については、複数学年にわたる場合は、該当する全ての学年を○で囲むこと。  
 3 代替される教科・科目名の欄については、該当する科目を○で囲むこと。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とする。



別記様式 9

「総合的な探究の時間」の代替履修届

年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 学校  
校長名

年度以降の教育課程について、次のとおり「課題研究等」の履修をもって「総合的な探究の時間」の履修に替えますので、届け出ます。

記

学 科			
学 年	1 学年	2 学年	3 学年
代替される 教科・科目名	工業－課題研究 情報－課題研究 印刷－課題研究	商業－課題研究 福祉－介護総合演習 クリーニング－課題研究	家庭－課題研究 保健医療－課題研究
代替単位数			
代替教科・ 科目の全履 修単位数			
備 考			

- (注) 1 指導計画を添付すること。  
 2 学年の欄については、複数学年にわたる場合は、該当する全ての学年を○で囲むこと。  
 3 代替される教科・科目名の欄については、該当する科目を○で囲むこと。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

北海道立特別支援学校高等部  
教育課程編成基準

平成31年2月発行

発行者 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課